律法の第三用法 (tertius usus legis) と呼ばれるものが存在す

ルターの抵抗権思想における

従の問題

早乙女禮子

このことはなによりもまず信仰と服従との関連で捉えられると責任を有する。

信仰に服従すること、その際服従は信仰と一致しているのではことを意味する。すなわち信仰において服従すること、つまり

て確証される(ローマ人への手紙1・5、6・17)ととを意味なくて、服従は信仰において支えられ、かつ信仰は服従におい

に論証している。

「信仰により神から自由を授与されたキリスト者は、もはや

救う性質をもつ福音の区別と統一を論じている。かつ能動的義福音に関連づけ、すなわち弾劾する性質をもつ律法と、赦し、さて、ルターは服従概念を信仰と愛(信仰義認)から律法と

を意味し、信仰により、神がイエス・キリストによって与え給(神学的用法)と呼ばれ、キリスト数的義、信仰の義、神の義十戒の義もその範疇に数えられる。受動的義は律法の第二用法

の第一用法(市民的用法)と呼ばれ、政治的な義、儀式的な義、と受動的義のそれとしても論じている。因みに能動的義は律法

い、かつキリスト者が受け入れる義である。さらにルターには(3)

「たらさい」と、これでは関連では、これでは、Manager によって信仰と愛の相関関係は最も重要なものと思惟される。ト者が信仰と愛とによって、相関的に関わる用法である。ルタる。すなわち律法を良心、理性、自然法等と結びつけ、キリスる。すなわち律法を良心、理性、自然法等と結びつけ、キリス

- にとって信仰と愛の相関関係は最も重要なものと思惟される。 前述のごとくルターにとって信仰と服従が福音弁証法的、相関的関係であるように、この事態から服従と抵抗も表裏一体であることが看取され得る。 とくにこの事態をルターは『キリスト者の自由』(Von der とくにこの事態をルターは『キリスト者の自由』(Von der とくにこの事態をルターは『キリスト者の自由』(Von der とくにこの事態をルターは『キリスト者の存在と当為を、福音弁証法的、相関的関係は最も重要なものと思惟される。

作に依拠しつつ、抵抗事例を服従の視点から検討したいと思う。(内的自由と外的自由(奉仕)を根拠として、ルターの関連著ここではルター思想の根本概念である、キリスト者の自由ては愛をとおして生きる」(WA7, 38) ということである。て、すなわちキリストにおいては信仰をとおして、隣人におい「自己のために生きるのではなく、キリスト者と隣人とにおい「自己のために生きるのではなく、キリスト者と隣人とにおい

仰による神への服従と愛による隣人への奉仕(わざ、行為)とルターはキリスト者の存在および当為の倫理規範をつねに信

一的に関わるという仕方で定義づけている。自由(隣人、この世関係)との区別と同時に福音弁証法的、統に、また魂は霊的、内的自由(神関係)と身体的、肉的、外的

れていると思惟される。
このキリスト教的人間観の根拠づけが国家的権威にも適用さ

(『俗権論』)(Von weltlicher Obrigkeit, wie weit man ihr とりわけ国家的権威の根拠づけは『この世の権威について』とりわけ国家的権威の根拠づけは『この世の権威について』

394) の中で詳細に論じられている。

時に信仰による国家的権威への服従を義務づけ、抵抗権の否定の秩序づけとその限界を明確にした (WA 11, 247)。それと同い、38以下、使徒行伝5・29を根拠にして神権措定の国家的権威以下、ペテロの第一の手紙2・13以下、マタイによる福音書5以下、19年の第一の手紙2・13以下、ローマ人への手紙13・1

を勧めた。

ただしキリスト者は福音侵害の場合のみペテロ(使徒行伝5従義務が要請される。 とれらの根拠からキリスト者は国家的権威への服御自身に対する不服従と抵抗を意味することをルターは強調し御自身に対する不服従と抵抗を意味することをルターは強調し

29)の「人間によりも神に従うべきである」という聖句を根

要請している。 しい服従という、最もラディカルな内的、霊的、受動的抵抗をしい服従という、最もラディカルな内的、霊的、受動的抵抗を的統治=内的自由)への介入を許さず、正しい良心に基さ、新拠にして、国家的権威(外的統治=外的自由)の信仰領域(内

というのがその根本主旨である。 (で) このイエスの回答は、「他人の所有物はその人に返しなさい」約している」 (WA 11, 266) と指摘している。

において神に服従すると同時に愛をとおして隣人に、国家領域統一的な関わり方を示唆している。すなわちキリスト者は信仰の統治する国家領域と福音の統治する霊的領域の区分と同時にこの字義的意味はキリスト者の存在と当為の指標として律法

仰において全体として統一されていることを示唆している。リスト者の存在と当為は信仰と愛とに区分されると同時に、信仰=愛を形成する信仰(fides formans caritatem)であり、キに服従すること、したがってルターの思惟は愛によって働く信

おける自由と責任において服従しなければならない。(coram Deo) 置き、諸否を決断し、その事態に対し、信仰にに属するか、何処に国家領域の限界があるか、自らを神の前にただしキリスト者は個々の具体的状況において何が国家領域

張を行なったことに起因するというのが一般的認識である。 ・ルターとローマ・カトリック教会ならびに熱狂主義者等の対立 ルターとローマ・カトリック教会はアリストテレス哲学体系 であった。すなわちカトリック教会における霊的職務とこの 四ことばに信頼して、カとリック教会における霊的職務とこの 世的職務との混同は唆別されるべきであると厳しく強調した。 また熱狂主義者は、聖書、とくに山上の垂訓を根拠にして、キ サスト者にはこの世的統治は不必要であると厳しく強調した。 また熱狂主義者は、聖書、とくに山上の垂訓を根拠にして、キ リスト者にはこの世的統治は不必要である等と無政府主義的主 リスト者にはこの世的統治は不必要である。

ることができるように思惟される。が、抵抗権思想から導き出される事例は大別して三つに分類すが、抵抗権思想から導き出される事例は大別して三つに分類す一、に述べた理論は国家的権威に対するルターのそれである

この事例は『軍人もまた救われるか』(『軍人論』)(Ob Krie

gsleute auch im seligen Stande sein können. 1526, WA 19, 623-662, C1 国, 317-351) は農民戦争に参加した将軍アッサ・可否の回答を求められたことに由来している。

う (WA 11, 277, 19, 632)。

-

戦う場合、その三は下位権威が上位権威に対して戦う場合であ

は上位権威(上に立つもの)が下位権威(下のもの)に対して

に対して信仰において冨音の告白をもって事を処すべきこと、『俗権論』では下位権威は抵抗問題に遭遇しても、上位権威合を取りあげる。

上位権威がそれを受容しないときは、忍従すべきである、と言に対して信仰において福音の告白をもって事を処すべきこと、

ト ia。 1)であり、人間も受容しているものである、とルターは指摘1)であり、人間も受容しているものである、とルターは指摘・土権に服従、栄誉、畏敬を捧げるのは神の戒め(ローマ 13・

『軍人論』では下位権威は上位権威に抵抗してはならない。

billichkeit)に従い、行動すべきである、とルターは教えているときは、法の正義の中心概念である衡平 (ἐπείκεια, aequitas, chかし個々の具体的状況において主権の服従に際して逡巡す

る。

ように思惟される。 対すべきである(WA 11, 278)という言表は注目すべきである理性)ととらわれない分別(自然法、黄金律等)とをもって相諸侯の存在および当為として、自由な理性(信仰に照らされた諸侯の存在および当為として、自由な理性(信仰に照らされた。

している。 逃げるべきである。」と言っておられる(WA 19, 634)と指摘 、行きなさい。キリストも「一つの町で迫害されたら他の町へへ行きなさい。キリストも「一つの町で迫害されたら他の町へ

(出エジプト22・28、使徒23・5) (WA 19, 636) を挙げていさばくな」(マタイ7・1)、「民の司を呪ってはならない」たし自身が報復する」(ローマ12・19、 申命32・35)、「人をその根拠と理由として「復讐はわたしのすることである。わ

示しているのである。 示しているのである。 示しているのである。 に記 に記 に記 に記 に記 に記 に記 にいうこと、このことは裁判と復讐を司る神と国家的権威を侵犯するのみならず、すべての自然法と衡平にも反するということ。このことは裁判と復讐を司る神と国家的権威に抵抗すると同時に神へのすることは、神権措定の国家的権威に抵抗すると同時に神へのするわち下位権威(臣下、民)が上位権威(主権者)に抵抗

ではなく、忍従すべきであり、あるいは移動すべきであるといさらに国家的権威が福音侵害を続行するときは、抵抗すべきき、愛のわざ(外的自由)がなされることを意味する。国家的権威に服従することは、神への信仰(内的自由)に基

うこと (WA 19, 634) である。 ではなく、忍従すべきであり、あるいは移取すべき

P・アルトハウスも、「国家的権威の命令権と強制の限界はである魂や良心まで侵すことはできない。 福音侵害はこの世の常である。しかしキリスト者の内的自由

臣下の服従の限界をも意味する。例えば福音の真理を否定し、

する新しい服従(内的自由)を勧めているということである。述べている。すなわち神と神のことばに従い、国家的権威に対に対する服従は使徒行伝5・29により、その結末をもつ」、とかつそれと戦い、侵犯し、強制しようとするなら、国家的権威

法律学的には抵抗権の否定、受動的抵抗という図式が顕現す

四

る。

う場合を取りあげる。 第二に、その一の事例、同等権威(同等の人たち)同志が戦

手の同意が得られなければ、力には力をもって防衛しなさい。国の支配者)であれば、相手に正義と平和を申し出ること。相国の支配者」では、同等権威同志(あるいは対下位権威、対外

いように、神が加護しようとしておられるかどうか、敢えて防全土が危険にさらされているので、すべてが滅亡してしまわなの保護、平和のみを考え、愛のわざを行ないなさい。すなわちしかしその際、自分のこと、自分の地位保全を顧慮せず、領民

でなければならないという。(19)にするもの、二、神への恐れをもって起こるといった戦争事例にするもの、二、神への恐れをもって起こるといった戦争事例にするもの、二、神への恐れをもって起こるといった戦争

衛戦争を試みなさい (WA 11, 277)、とルターは教示している。

してその判決に服従しなければならないということを指摘して判機関)が厳格な判断を下し、かつ制裁を課すということ、そだろう。しかしすべては神の害権のもとにある国家的権威(とくに裁なわち具体的には神の主権のもとにある国家的権威(とくに裁のそれも、正当防衛もしくは緊急避難と判断することができるのそれも、正当防衛もしくは緊急避難と判断することができるここでは前者の『俗権論』の戦争事例も、後者の『軍人論』

(WÀ 19, 647f). とルターは言う。 (WÀ 19, 647f). とルターは言う。

この要請を遵守しうる者があるとすれば、キリスト者である

領主、諸侯であろう。

まずキリスト者は信仰において自分自身のための人間であり、

のことが彼等の職務(愛のわざ=外的自由)であるとルターは防御し、平和を保つ義務があるということ(WA 19, 648)。つまり彼等が「剣者に仕えるべき人間である(WA 19, 648)。つまり彼等が「剣者に仕えるべき人間である(WA 19, 648)。つまり彼等が「剣者に仕えるべき人間である(WA 19, 648)。つまり彼等が「剣者に仕えるべき人間である(WA 19, 648)、これが、自分自身のために信仰他者のために神を信仰するのではなく、自分自身のために信仰

本理解である。 ものが打たれ、最後には罰せられる」ということがルターの根ものが打たれ、最後には罰せられる」ということがルターの根ところで「戦争を行なう者は不正であり、はじめに刀を抜く

こと、そしてキリスト教諸侯には戦争行為は禁止されているとて戦争は正当防衛、防衛戦争(緊急避難)に限定されるというの財産および所有への渇望、名誉欲、侮辱された自尊心、怒り、の財産および所有への渇望、名誉欲、侮辱された自尊心、怒り、の財産および所有への渇望、名誉欲、侮辱された自尊心、怒り、の財産がよび所有への渇望、名者欲、侮辱された自尊心、怒り、の財産がよび所有の場合とないがあるような事例は殆どな

権論』では、相手に正義と平和を申し出ても、相手の同意が得くれたも拘らず戦争行為の必然性に導き出された場合、『俗

いうことが言いうる。

諸侯は、神に対しては小心、臆病、謙虚さをもって、人間の義戦いによって罰すること以外であってはならない。そして領主、平和のみを考え、愛のわざを行ないなさい。全土が滅亡しない平和のみを考え、愛のわざを行ないなさい。全土が滅亡しないその際自分のこと、自己の地位保全を顧慮せず、領民の保護、られないときは武力には武力によって鎮圧してもよい。しかしられないときは武力には武力によって鎮圧してもよい。しかし

別と同時に相関性を顕現させる。る愛のわざを意味し、キリスト者の内的自由と外的自由との区る愛のわざを意味し、キリスト者の内的自由と外的自由との区同はあっても、信仰における良心に基いた決断に従い、なされ『俗権論』の言表も、『軍人論』のそれも多少のことばの異

ているのである。

あろうとも神の審判に委ねられるということをルターは教示しであるということ (WA 19, 651, 11, 278)、そして結果はどう

ではなく、神の義(信仰の義)に従って、神に事を委ね、その

結果、謙虚な神を恐れる心をもって、勇敢かつ大胆に戦うべき

れると思惟される。 法律学的には抵抗権は正当防衛、緊急避難の場合のみに限ら出される結論は、神への信仰における絶対的服従が原則である。出される結論は、神への信仰における絶対的服従が原則である。

> である。 下、民)に対して、正当に戦争することが可能か、否かの事例下、民)に対して、正当に戦争することが可能か、否かの事例、

ここの事例においても、臣下は主権者に服従しなければなら

義務がある (WA 11, 288)、とルターは指摘している。『俗権論』でも臣下は身体も財産もかけて主権者に服従するばならない (WA 18, 633, 652)、ということが原則である。ない。さらに神のことばをもって暴君の不正すら忍従しなけれ

したがって臣下(民)は抵抗したり、復讐したりすることなつ愛のわざ(外的自由)であることは周知のごとくである。すなわち主権者に服従することは神に服従することであり、か神権措定の国家的権威(主権者)(ローマ3・1以下等)に、

戒めに基いて正しい裁判と正しい判決を下すことは衡平にかなない、法を施行し、正義に基き、法を運用すること、また神のつまり事の処理に際し、主権者は現世の法に従って政治を行つまり事の処理に際し、主権者は現世の法に従って政治を行ったがって臣下(民)は抵抗したり、復讐したりすることなしたがって臣下(民)は抵抗したり、復讐したりすることな

理性、衡平の領域の事柄であって、信仰の領域の事柄ではないれ、良心、魂の領域(内的自由)には及ばない(WA 11, 262)しかし主権者の権限は現世の事柄(外的自由)のみに限定さ

うことである (WA 19, 640f)。

うことを示唆しているのである。 こと、そしてすべては神の秩序のもとにある(神の自由)とい

たことは誤謬である、とルターは言う。 次に農民達が主権者への抵抗(農民戦争)という手段を用い

ではなく、福音の真理の告白をもってのみ対峙すべきこと(WA こと (WA 19, 637)、国家的権威には暴力をもって抵抗すべき すなわちキリスト者は不正な、暴君的な国家にも服従すべき

11, 277)。主権者への抵抗(臣下の自力救済=農民の反乱等)

19, 641)。 23) 19, 641)。

手段に訴えた。その結果正しい事柄も不正な事柄となった。 に忍従し、かつ待望することを断念して、武力(反乱)という 農民たちの要求は正しい事柄ではあったが、彼等は神のため

威に対して(つまり諸侯は貴族に対して、皇帝は諸侯に対して) は当然、かつ正しいということ、したがって上位権威は下位権 それ故に主権者により戦争という手段で神の審判を受けるの

謙虚な神を恐れる心をもって勇敢かつ大胆に戦うこと、このこ

正を知っているときには、使徒行伝5・29のペテロのことばに ことを、ルターは示唆しているのである。 とも愛のわざであり、神の自由から発出する外的自由だという しかし主権者の戦いが不正であり、かつ臣下がその戦いの不

> らず、仕えてはならないという。 従って、人よりも神を恐れ、神に従うべきであり、戦ってはな つまり臣下は受動的、霊的抵抗(新しい服従)という手段に

(衡平)によって処理するということ、さもなければ臣下(民) 訴え、国家的権威に魂を譲渡しないこと、法の領域では正義

は神に対して正しい良心を持つことができないということを、

る。 ルターは指摘しているのである。 信仰義認の立場からは、国家的権威への服従原理は不変であ

当防衛、緊急避難(緊急戦争)の場合のみ、 武力的抵抗を承認していると思惟される。 ただし法律学的には上位権威の下位権威に対する抵抗は、 積極的な、能動的

神の愛によってこの世、国家に服従する義務をもつ。 キリスト者は神への信仰において神に服従義務をもつと同時に、 によって、キリスト者、この世、国家を治めておられる。また 神は神のことばによる霊的統治と法と剣によるこの世的統治

あるというのがルターの根本理解である。ルターの抵抗権思想 きは、神への信仰において神のことばに信頼し、決断すべきで おいて良心の試煉に遭遇し、国家的権威への服従に逡巡すると したがってキリスト者はこの世における個々の具体的状況に

はその最も顕著なものである。

して受容しているといわれている。 ルターも、 正義 (衡平)らことばにあり、それをアリストテレスは配分的正義の概念とその命題の核心は「各人に彼のものを」(suum cuique)といその命題の核心は「各人に彼のものを」(suum cuique)といるの世の「正しさ」の規範は正義ということばで表現される。この世の「正しさ」の規範は正義ということばで表現される。

(ềπιείκεια, aequitas, billichkeit) をアリストテレスから継承し、

国家的権威への抵抗権の否定、すなわちそれへの服従義務以外すなわち神への信仰と愛における平衡関係を保持するものとして、正義(衡平)概念をそれに用いているということである。他される。厳密には神学的観点において解釈されているように思惟される。厳密には神学的観点において解釈と言いうるだろう。惟される。厳密には神学的観点において解釈と言いうるだろう。というのは信仰義認の立場からは、ルターの抵抗権思想にはというのは信仰義認の立場からは、ルターの抵抗権思想にはといるとがに照らして解釈し、受容しているように思惟される。神のことばに照らして解釈し、受容しているように思惟される。

服従義務を命じている。これがルターの根本理解であり、他の一、キリスト教的下位権威の上位権威への抵抗権は否定され、

の図式は見出せないからである。

ただし神学的法律学的観点において多少の異同が看取されら

事例にも共通している。

三、キリスト教的上位権威の下位権威への抵抗権は、正当場合のみ、能動的、武力的抵抗権を承認している。二、同等権威同志に対する抵抗権は、正当防衛、緊急避難の

的、武力的抵抗権を承認している。

衛、緊急避難(防衛戦争)の場合のみ、かなり積極的な、能動

しかしその結果は神の審判に委ねられ、国家的権威より厳し

想は積極的変化をみせているという。 カルデン軍事同盟以後、ルターの国家的権威に対する抵抗権思カルデン軍事同盟以後、ルターの国家的権威に対する抵抗権思ている。 (26)

身体、肉に死して、魂、霊、良心に生きる (WA 56, 322)、こてであるが、この問題については他の機会に譲りたいと思う。てであるが、この問題については他の機会に譲りたいと思う。に遭遇し、個々の具体的状況において、神への信頼を根拠としに遭遇し、個々の具体的状況において、神への信頼を根拠としに遭遇し、個々の具体的状況において、神への信頼を根拠としに遭遇し、個々の具体的状況において、福音弁証法的に神いて、かつキリストへの信仰と愛において、福音弁証法的に神いて、かつキリストへの信仰と愛において、神への信頼を根拠とした。 キリストの十字架に象徴される、この世に死して神に生きる、キリストの十字架に象徴される。この世に死して神に生きる、ルターが現実に対する抵抗権思想についとくにその中心課題は皇帝、教皇に対する抵抗権思想についとくにより、

の事態こそルターの把握した新しい服従ではないだろうか。

- (¬) F. Frerichs, Gehorsam (1956) 1981. S. 1463f. Göttingen in: Evangelisches Kirchenlexikon.
- (2) WA 40 I . 40 f. (皇帝やこの世の君主たちや哲学者や法 律顧問たちが考えている政治的義がある。また教皇の伝承と

かそのほか同種の人間の伝承が教える儀式的な義がある。…)

- (α) WA 40 I. 40 f. In epistolam S. Pauli ad Galates commentarius ex Praectione D. Martini Lutheri collectus (1531) 1535. 1911–1914. (世界の名著18ルター中央公論社徳善義和訳 (抄訳) 四六五頁
- (4) ルターにおける信仰と愛は区別されると同時に統一的に

ている。愛と信仰は区別されているが、愛の領域は、信仰の 理解されている。愛は律法の領域に、市民的用法に限定され

ている。したがって律法と福音の区別と統一の弁証法は信仰 領域(良心)において、信仰者の存在と当為の全体と関連し は「信仰と愛」「律法と福音」の区別を統一する「信仰のみ」 と愛の区別と統一の弁証法を形成している。ルターにおいて 「福音のみ」である。その意味において信仰弁証法、福音弁

- 間学』金子晴勇著五〇一頁以下参照) 証法といいうるのではないかと思惟される。(『ルターの人
- (5) 神権措定とは神の主権によって措定されたという意味で
- (6) P. Althaus, Die Ethik Martin Luthers. S. 117. Gütersloh
- (~) E. Schweizer, Das Evamgelium nach markus, NTD I. S. 139 Göttingen.
- (∞) WA 40 II, 38f. In epistolam S. Pauli ad Galates commentarius ex Praectione D. Martini Lutheri collectus
- (1531) 1535. 1911-1914.
- (『ルターの人間学』創文社、金子晴勇著五〇〇頁以下)。 (世界の名著18ルター、邦訳五一五頁以下)

(9) ルター著作集第一集5聖文社、徳善義和訳(解説)一三

(9) WA 11. 277

三頁以下、

- (#) WA 19. 633
- (의) WA 19. 631f.
- systematische Theologie. 4 Bd. Heft 1. 1962. ichte bei Martin Luther, S. 121. in: Neue Zeitschrift für G. Rost' Zum Verhältnis von Naturrecht und Gesch-

- P. Althaus, op. cit., S. 123
- 15 P. Althaus, op. cit., ibid.
- 16 P. Althaus, op. cit., S. 134.
- よりは、神に従うべきである。) P. Althaus, op. cit., S. 130. c. f. Apg 5. 29 (人間に従う
- (18) WA 19.651 (止むをえずとは、 敵が隣人を攻撃し、し 役にもたたず、かえって頭を突きたてて一直線に向かってこ ようとするときのことである。) 悪口や悪計を忍んでも、おだやかに身を持していても、何の かけてきたとき、裁判、審問、条約を申し出ても、あらゆる
- (19) WA 19. 651 (神を恐れるということは、人が正当な理 らにおいても細心、真剣、賢明であることである。) 由を頼みとせず、たとえ一本の葦笛のような最も小さい事が
- 要な方法をもってする防衛行為をいう。違法阻却原因の一と して解釈されている。我が国の刑法では、緊急防衛と同義に ・不正の侵害に対してこれを排除するためにやむを得ず、必

正当防衛(Notwehr)とは、自己または他人に対する急迫

Obrigkeit.

るため、やむことを得ずになす侵害行為をいう。 国際法では、国家が外国の違法行為に基づかない急迫した危 緊急避難 (Notstand)とは、 刑法では急迫な危難を避け

解釈され、法が例外的に認めた自力救済をいう。

正当防衛か緊急避難か等を判断する詳細な要件、最終的決定 害に対して力をもって防衛しうる権利をいう。

本評論新社参照) 権は裁判機関がもっている。(新訂法学辞典、末川博編、日

- (원) P. Althaus, op. cit. S. 142
- P. Althaus, op. cit., S. 124.
- 23
- 24 P. Althaus, op. cit., S. 134
- 『哲学』雑紙所収、昭和五六年「正義論議スケッチ」長尾龍 (『正義』三一書店、酒枝義旗訳、三三頁以下)

E. Brunner, Gerechtigkeit. S. 20 Zürich 1943

- (원) E. Weymar, Martin Luther : Obrigkeit, Gehorsam und 著、八八頁以下)
- Widerstand. (1962) Darmstadt. 1972. in: Luther und die